(特定増改築等に係る工事に要した費用の額)

問12 特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる特定増改築等に係る工事に要した費用の額はどのように確認できますか。

(答)

特定増改築等に係る工事に要した費用の額は、増改築等工事証明書の「特定増改築等工事の費用の額」欄に記載することとされていますので、当該欄から確認することができます(昭和63年建設省告示第1274号(最終改正平成19年国土交通省告示第408号))。

なお、特定増改築等とは、家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替えで具体的には**問8**の①から⑧のいずれかに該当する本体工事(一体工事を含みます。)で増改築等工事証明書により証明されたものとされています(措法41の3の2②、措令26の3④、平成19年国土交通省告示第407号)。

また、特定増改築等を含む住宅の増改築等に要した費用の額も、増改築等工事証明書の「特定増改築等工事を含む増改築等工事の費用の額(全体工事費)」欄に記載することとされています。